

吸収分割に係る事後開示書類  
(簡易吸収分割)  
(略式吸収分割)

(分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号および会社法施行規則第 189 条に基づき備え置く書面)

(承継会社：会社法第 801 条第 2 項および会社法施行規則第 201 条に基づき備え置く書面)

2022 年 4 月 1 日

T I S 株 式 会 社

T I S ビジネスサービス株式会社

2022年4月1日

(吸収分割会社)

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

T I S株式会社

代表取締役社長 岡本 安史

(吸収分割承継会社)

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

T I S ビジネスサービス株式会社

代表取締役社長 福田 壮志

T I S株式会社およびT I S ビジネスサービス株式会社による吸収分割に係る  
事後開示書類

T I S株式会社（以下、「T I S」という。）とT I S ビジネスサービス株式会社（2022年4月1日付でT I S トータルサービス株式会社から商号変更。以下、「T I B S」という。）は、2022年1月19日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、T I Sのグループシェアードサービス事業に関して有する権利義務をT I B Sに承継する吸収分割（以下、「本件分割」という。）を行いました。

本件分割につき、下記のとおり会社法第791条第1項第1号および同法第801条第2項に基づき、会社法施行規則第189条および同規則第201条規定の事項を記載し、これをT I SとT I B Sの本店に備え置きます。

なお、本件分割は、分割会社であるT I Sにおいては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割、承継会社であるT I B Sにおいては同法第796条第1項に規定する略式吸収分割となります。

記

1. 本件分割が効力を生じた日

2022年4月1日

2. 吸収分割会社（T I S）における会社法第784条の2、第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過

(1) 吸収分割をやめることの請求についての手続の経過（会社法第784条の2）

本件分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、同法第784条の2のただし書きの規定により、吸収分割会社であるT I Sの株主は吸収分割をやめることを請求することはできません。

(2) 反対株主の株式買取請求についての手続の経過（会社法第785条）

本件分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、同法第785

条第1項第2号の規定により、吸収分割会社であるT I Sの株主は株式の買取請求をすることができません。

(3) 新株予約権買取請求についての手続の経過（会社法第787条）

吸収分割会社であるT I Sは、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行しておりませんので、同条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議についての手続の経過（会社法第789条）

本件分割により、T I SからT I B Sへ承継する債務は、重疊的債務引受の方法により承継することから、T I Sは、会社法第789条第1項第2号の規定により、会社法第789条第2項および同条第3項の手続きは行っておりません。

3. 吸収分割承継会社（T I B S）における会社法第796条の2、第797条および第799条の規定による手続の経過

(1) 吸収分割をやめることの請求についての手続の経過（会社法第796条の2）

本件分割は、会社法第796条第1項に定める略式吸収分割に該当するため、同法第796条の2の規定の適用はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求についての手続の経過（会社法第797条）

吸収分割承継会社であるT I B Sの株主は、会社法第796条第1項に定める特別支配会社のため、株式の買取請求をすることができません。

(3) 債権者の異議についての手続の経過（会社法第799条）

吸収分割承継会社であるT I B Sは、会社法第799条第2項、同条第3項の規定に基づき、2022年2月1日付で官報公告および電子公告により公告を行いました。本件分割について異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

T I B Sは、効力発生日である2022年4月1日をもって、T I Sのグループシェアードサービス事業に関する権利義務を承継いたしました。

なお、本件分割によってT I B SがT I Sから承継した資産の額は651百万円（概算額）、負債の額は605百万円（概算額）であります。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

T I SおよびT I B Sは、2022年4月1日付で本件分割に係る変更登記を予定しています。

6. その他、本件分割に関する重要な事項

T I B Sは、本件分割に際しT I Sに対して金銭等の交付を行っておりません。

T I SおよびT I B Sにおいて、本件分割に伴う資本金および資本準備金の変動は生じておりません。

以 上

